

令和3年9月10日

寺院住職各位

浄土宗総務部  
(公印省略)

日本年金機構「宗教法人に対する厚生年金保険・健康保険に関する調査」の実施について

標記について、今般、公益財団法人全日本仏教会並びに公益財団法人日本宗教連盟から、関係資料とともに以下の連絡がありましたのでご連絡いたします。

- ・本年10月以降、日本年金機構から、何かしらの事情により社会保険に未加入の宗教法人に対し、「厚生年金保険・健康保険に関する調査票」が送付される。(回答期限は11月上旬予定としている)
- ・この調査は、宗教法人が厚生年金保険等に加入していない実態の根底には、宗教法人の特殊性があるからと思われるが、その問題を明確にすることを目的とするものである。
- ・本調査の後、日本年金機構及びその監督官庁である厚生労働省年金局は、宗教法人の特殊性に配慮しつつ、「5人以上または家族以外の従業員を雇用する宗教法人」には、法律に基づき、令和5年度末までの適用(加入)を進めることになる。
- ・一方、「事業主(代表役員)のみ又は家族のみの小規模の宗教法人」は、今後、制度の周知と加入の理解を得つつ、丁寧に参加指導を進めて、可能な限り適用につなげていく方針である。
- ・本調査について被包括宗教法人(宗内寺院)に周知されたい。

つきましては、貴職におかれましては、別紙「令和3年9月3日付 日宗連理発3第9号文書」をはじめとする関係資料の内容をご確認いただき、本調査についてそれぞれご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本宗として本件通知を受け取ってから日本年金機構による調査実施までの期間があまりにも短く、宗内寺院への周知に心配がありましたことから、全日本仏教会理事長を通じて調査実施期日の延期を申し入れました。

しかしながら調査実施時期はあくまでも厚生労働省年金局が決定される事項であり、現時点において延期されるかどうか判然としておりませんが、こうした状況下で本件についてご案内しておりますことをご理解いただければと存じます。

本件についてご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

合 掌

問い合わせ先

浄土宗総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105

Eメール [somu@jodo.or.jp](mailto:somu@jodo.or.jp)

## これまでの経緯

日本年金機構により、平成27年5月ごろから、社会保険に未加入の宗教法人に対し、「厚生年金保険及び健康保険加入促進にかかる協力依頼」などと題する書面が一部の寺院に届けられた事案がありました。

これらの書面は、アンケートの形であったり、加入届けを提出要請するものであったりと様々な形式によるものでありましたが、共通する点は、宗教法人、住職の社会保険への加入を促進する旨の記載があったことで、十分な説明がないまま加入を促進する内容であり、なかには罰則をちらつかせるものもあったことから、これらの書面を受取った寺院から困惑している、小規模寺院には厚生年金の制度がなじまない等の相談が寄せられました。

本件は宗派宗教を超えた共通の課題であることから、本宗が加盟しております公益財団法人全日本仏教会並びに公益財団法人日本宗教連盟を窓口として、日本年金機構及びその監督官庁である厚生労働省年金局と話し合いが持たれた結果、厚生労働省年金局は、日本年金機構中央本部に指示を行い、平成27年7月6日付けで宗教法人への加入促進の一時停止の措置がとられました。

その後も、厚生年金保険・健康保険は、様々な保険給付により国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としており、法人格を有し常時従業員を雇用する事業所については社会保険への加入が義務付けられている法律がある一方で、宗教法人に対する社会保険の適用にあたっては、宗教法人の特殊性を踏まえて取り組むべきとの姿勢から、論点を整理・共有したうえで制度加入に関する前段の話し合いが継続されてきたものです。

以上